

# 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男性と女性が同等の立場でその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和をとれるよう、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

**【目標①】運転士に占める女性運転士の割合を10%以上にする。(女)**

《実施時期・取組内容》

- 令和7年4月～
- ・女性限定の運転体験会や説明会の実施、女性運転士の説明会等への参加
  - ・多様な働き方に対応する為のバスダイヤの作成や柔軟な雇用形態での採用
  - ・求人サイトやテレビCM、SNS等のPRによる採用の強化

**【目標②】全従業員の有給休暇取得率を50%以上にする。(女、次)**

《実施時期・取組内容》

- 令和7年4月～
- ・毎月の有給休暇取得率の把握
  - ・取得の少ない従業員の原因調査と所属長への聞き取り並びに改善協議
  - ・従業員確保のための採用の強化と業務見直しによる効率化

**【目標③】若年者の就労促進のための機会の提供。(次)**

《実施時期・取組内容》

- 令和7年4月～
- ・就労体験やインターンシップの受入れによる機会の提供
  - ・大型二種免許取得のための有期雇用契約での採用  
免許取得後の社員登用。(試用期間6ヶ月あり)

祐徳自動車株式会社

統括部 総務部